

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成 29 年 4 月 24 日 答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 5件

厚生年金保険関係 5件

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第1601175号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第1700008号

第1 結論

請求者のA社における平成8年10月1日から平成9年10月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成8年10月から平成9年9月までの標準報酬月額については、50万円から53万円とする。

平成8年10月から平成9年9月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和34年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成8年10月1日から平成9年10月1日まで

厚生年金基金と国との記録の突合作業により、請求期間の標準報酬月額の記録が相違していることが判明したので、調査の上、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

オンライン記録によると、請求者のA社における請求期間の標準報酬月額は50万円と記録されているところ、B厚生年金基金から提出された加入員台帳及びC健康保険組合から提出された「適用一被保険者報酬月額算定基礎届履歴」によると、請求者の請求期間に係る標準給与月額及び標準報酬月額は、いずれも53万円と記録されていることが確認できる。

また、上記厚生年金基金から提出された厚生年金基金加入員給与月額算定基礎届により、請求者の請求期間に係る標準報酬月額は、53万円として届け出されていることが確認できる。

さらに、上記厚生年金基金、健康保険組合及びA社の担当者は、請求期間当時の届出用紙は、厚生年金基金、社会保険事務所（当時）及び健康保険組合提出用の複写様式のPC用連続用紙であり、同社が健康保険組合に提出し、健康保険組合が当該用紙を切り離し、厚生年金基金及び社会保険事務所にそれぞれ回送していた旨陳述している。

加えて、上記算定基礎届に請求者とともに記載されている2名について、当該届出に記載された標準報酬月額がオンライン記録と同額であることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、請求者が主張する標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に行ったと認められることから、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については53万円に訂正することが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1601176 号

厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1700009 号

第1 結論

請求者のA社における平成3年10月1日から平成4年9月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成3年10月から平成4年8月までの標準報酬月額については、34万円から36万円とする。

平成3年10月から平成4年8月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和34年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成3年10月1日から平成4年9月1日まで

厚生年金基金と国の記録の突合作業により、請求期間の標準報酬月額の記録が相違していることが判明したので、調査の上、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

オンライン記録によると、請求者のA社における請求期間の標準報酬月額は34万円と記録されているところ、B厚生年金基金から提出された加入員台帳によると、請求者の請求期間に係る標準給与月額は、36万円と記録されていることが確認できる。

また、上記厚生年金基金から提出された厚生年金基金加入員給与月額算定基礎届により、請求者の請求期間に係る標準報酬月額は、36万円として届け出されていることが確認できる。

さらに、上記厚生年金基金、C健康保険組合及びA社の担当者は、請求期間当時の届出用紙は、厚生年金基金、社会保険事務所（当時）及び健康保険組合提出用の複写様式のP C用連続用紙であり、同社が健康保険組合に提出し、健康保険組合が当該用紙を切り離し、厚生年金基金及び社会保険事務所にそれぞれ回送していた旨陳述している。

加えて、上記算定基礎届に請求者とともに記載されている2名について、当該届出に記載された標準報酬月額がオンライン記録と同額であることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、請求者が主張する標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に行ったと認められることから、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については36万円に訂正することが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1601177 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1700010 号

第1 結論

請求者のA社における平成7年10月1日から平成8年10月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成7年10月から平成8年9月までの標準報酬月額については、41万円から44万円とする。

平成7年10月から平成8年9月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和34年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成7年10月1日から平成8年10月1日まで

厚生年金基金と国の記録の突合作業により、請求期間の標準報酬月額の記録が相違していることが判明したので、調査の上、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

オンライン記録によると、請求者のA社における請求期間の標準報酬月額は41万円と記録されているところ、B厚生年金基金から提出された加入員台帳及びC健康保険組合から提出された「適用一被保険者報酬月額算定基礎届履歴」によると、請求者の請求期間に係る標準給与月額及び標準報酬月額は、いずれも44万円と記録されていることが確認できる。

また、上記厚生年金基金から提出された厚生年金基金加入員給与月額算定基礎届により、請求者の請求期間に係る標準報酬月額は、44万円として届け出されていることが確認できる。

さらに、上記厚生年金基金、健康保険組合及びA社の担当者は、請求期間当時の届出用紙は、厚生年金基金、社会保険事務所（当時）及び健康保険組合提出用の複写様式のPC用連続用紙であり、同社が健康保険組合に提出し、健康保険組合が当該用紙を切り離し、厚生年金基金及び社会保険事務所にそれぞれ回送していた旨陳述している。

加えて、上記算定基礎届に請求者とともに記載されている2名について、当該届出に記載された標準報酬月額がオンライン記録と同額であることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、請求者が主張する標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に行ったと認められることから、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については44万円に訂正することが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1601178 号

厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1700011 号

第1 結論

請求者のA社における平成7年10月1日から平成8年10月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成7年10月から平成8年9月までの標準報酬月額については、30万円から38万円とする。

平成7年10月から平成8年9月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和35年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成7年10月1日から平成8年10月1日まで

厚生年金基金と国の記録の突合作業により、請求期間の標準報酬月額の記録が相違していることが判明したので、調査の上、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

オンライン記録によると、請求者のA社における請求期間の標準報酬月額は30万円と記録されているところ、B厚生年金基金から提出された加入員台帳及びC健康保険組合から提出された「適用一被保険者報酬月額算定基礎届履歴」によると、請求者の請求期間に係る標準給与月額及び標準報酬月額は、いずれも38万円と記録されていることが確認できる。

また、上記厚生年金基金から提出された厚生年金基金加入員給与月額算定基礎届により、請求者の請求期間に係る標準報酬月額は、38万円として届け出されていることが確認できる。

さらに、上記厚生年金基金、健康保険組合及びA社の担当者は、請求期間当時の届出用紙は、厚生年金基金、社会保険事務所（当時）及び健康保険組合提出用の複写様式のPC用連続用紙であり、同社が健康保険組合に提出し、健康保険組合が当該用紙を切り離し、厚生年金基金及び社会保険事務所にそれぞれ回送していた旨陳述している。

これらを総合的に判断すると、事業主は、請求者が主張する標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に行ったと認められることから、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については38万円に訂正することが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第1601222号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第1700012号

第1 結論

1 請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成4年2月29日から同年4月30日に訂正し、同年2月及び同年3月の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

平成4年2月29日から同年4月30日までの期間については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

2 請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成4年4月30日から同年5月1日に訂正し、同年4月の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

平成4年4月30日から同年5月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成4年4月30日から同年5月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和38年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成4年2月29日から同年5月1日まで

A社で加入していた厚生年金保険の被保険者資格喪失年月日が平成4年2月29日となっていながら、同社にはその後も継続して勤務しており、請求期間については、厚生年金保険料が給与から控除されていたと思うので、資格喪失年月日を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間のうち、平成4年2月29日から同年4月30日までの期間について、雇用保険の加入記録により、請求者は、当該期間において、A社に継続して勤務していたことが確認できる。

一方、オンライン記録によると、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日は、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成4年2月29日（現在は、同年5月1日に訂正）より後の同年4月30日付けで、請求者に係る標準報酬月額の遡及減額処理（平成25年4月30日付けで当初の標準報酬月額に訂正）が行われたのと同時に、同年2月29日に遡つて当該資格喪失処理が行われていることが確認でき、請求者のほかに同様の資格喪失処理が行われている同僚を複数確認できる。

また、閉鎖登記簿謄本により、A社は平成4年2月29日から同年4月30日までの期間において、法人の事業所であることが確認できることから、厚生年金保険法に定める適用事業所の要

件を満たしていたものと認められる。

さらに、複数の同僚は、請求期間当時、A社の業績は悪かった旨回答している上、同社は経営不振で、給与の遅配や減額があった旨回答している。

これらを総合的に判断すると、請求者について、平成4年2月29日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由はなく、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、請求者の厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日は、当該喪失処理日である同年4月30日であると認められる。

また、平成4年2月及び同年3月の標準報酬月額については、同年1月の厚生年金保険の記録から、17万円とすることが妥当である。

2 請求期間のうち、平成4年4月30日から同年5月1日までの期間について、雇用保険の加入記録により、請求者は、当該期間において、A社に継続して勤務していたことが確認できるところ、上記複数の同僚のうち、請求者と同職種の同僚一人から提出された同年4月分の給料明細書によると、当該同僚は、厚生年金保険被保険者資格喪失時（同年1月）に係る標準報酬月額と同額の標準報酬月額に見合う給与が支給され、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（同年4月分）を事業主により給与から控除されていることが確認できる。

また、上述の同僚一人は、請求者と同様、請求期間当時のA社の業績は悪く、事業主から保険料の負担をすることができなくなったと説明があった旨回答しているところ、当該同僚から提出のあった給料明細書において厚生年金保険料の控除が確認できるのは、上述の平成4年4月分の給料明細書までであり、同年5月分以降の給料明細書においては、厚生年金保険料の控除が確認できないことを踏まえると、事業主は、請求者についても、同年4月分までの厚生年金保険料を給与から控除をしていたものと考えられる。

さらに、閉鎖登記簿謄本により、同社は、当該期間において、法人の事業所であることが確認できることから、厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしているものと認められる。

これらを総合的に判断すると、請求者は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求者の平成4年4月の標準報酬月額については、請求者に係る厚生年金保険被保険者資格喪失時の標準報酬月額から、17万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は既に死亡していることから、平成4年4月30日から同年5月1日に係る請求者の届出や保険料納付について、回答が得られないが、同年4月においてA社は厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしていくながら、事業主から健康保険厚生年金保険適用事業所全喪届が提出されていたと認められることから、社会保険事務所（当時）は、請求者の同年4月30日から同年5月1日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。